

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の概要

<概要>

- 事業規模の縮小等（リストラ）を行う企業は、離職者に対して再就職の援助を行う努力義務がある（雇用対策法第6条）。
- 「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）」は、その再就職の援助を職業紹介会社に委託して行った場合の委託経費の一部を助成するもの。
- 事業規模の縮小等（リストラ）によって離職を余儀なくされる者の再就職促進が目的。

<平成28年度からの不支給要件（要領改正事項）>

- 事業主が、再就職支援サービスを委託した再就職支援会社から退職コンサルティングを受けていたか否かを確認し、該当すれば申請全体を支給対象外とする。
- 本人確認欄において、①従来から行っていた再就職支援会社から直接退職勧奨を受けていた場合の確認に加え、②事業主から退職強要を受けたと感じた場合についても確認し、該当者について支給対象外とする。

